

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社久保建設
愛媛県上浮穴郡久万高原町二名甲1166-1

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 7 年 5 月 30 日～令和 7 年 9 月 29 日（4 ヶ月）

全区域(北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、沖縄の区域)

3 指名停止理由

株式会社久保建設の代表取締役及び社員が、愛媛県が令和6年1月に発注した「急傾斜地崩壊対策工事」の一般競争入札に関し、令和7年2月12日に公契約関係競売等妨害の容疑で逮捕された。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内